

流山市福祉手当制度の概要

1 制度の目的

この制度は、在宅の知的障害者、身体障害者、ねたきり身体障害者、精神障害者に対し手当を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

2 対象者と支給額

支給月・・・8月 11月 4月 各月末日4ヶ月分を支給

区分		福祉手当の月額(円)		
		住民税額		
		22万円以下	22万円超 42万円未満	42万円以上
身体障害者	1・2級	6,900	$6,900 - 0.0345 \times (\text{住民税額} - 220,000)$	支給対象外
	3級	5,900	$5,900 - 0.0295 \times (\text{住民税額} - 220,000)$	支給対象外
	ねたきり※	8,650	8,650	別に所得制限
知的障害者	重度	8,650	8,650	別に所得制限
	中度	7,900	$7,900 - 0.0395 \times (\text{住民税額} - 220,000)$	支給対象外
	軽度	6,900	$6,900 - 0.0345 \times (\text{住民税額} - 220,000)$	支給対象外
精神障害者	1級	6,325	$6,325 - 0.031625 \times (\text{住民税額} - 220,000)$	支給対象外
	2級	5,060	$5,060 - 0.0253 \times (\text{住民税額} - 220,000)$	支給対象外
	3級	3,795	$3,795 - 0.018975 \times (\text{住民税額} - 220,000)$	支給対象外

福祉手当の支給の制限

以下のサービスを利用した場合、福祉手当の額が半額になります。

(一度サービスを利用すると、利用を中止しても以後の手当は半額となります)

- ① 介護保険サービス
- ② 障害者総合支援法に規定するサービス
- ③ その他

次に掲げる①～⑤に該当する施設に入所している場合、**支給対象者外**となります。

- ① 児童福祉法に規定する「児童福祉施設」
- ② 障害者総合支援法に規定する「障害者援護施設」
- ③ 老人福祉法に規定する「老人福祉施設」
- ④ 介護保険法に規定する「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」
- ⑤ その他前各号に掲げる以外の法令等により公費負担を伴う施設

ねたきり身体障害者

- ① 居宅、身体障害者手帳1級から3級
- ② おおむね6ヶ月以上寝たきりの状態継続
- ③ 介添えなしでは、日常生活において用を満たすことが著しく困難
- ④ 20歳以上65歳未満

